

令和6年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年3月1日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年3月1日 午前9時宣告

開 議 令和6年3月1日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3 番 山本 和輝 4 番 田村 幸生

令和6年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年3月1日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 陳情について |
| 日程第6 | 報告第2号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について) |
| 日程第7 | 議案第3号 | 令和5年度佐川町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第8 | 議案第4号 | 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第9 | 議案第5号 | 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第10 | 議案第6号 | 令和5年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第7号 | 令和5年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第8号 | 令和5年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第9号 | 令和5年度佐川町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第10号 | 令和6年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第11号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |

日程第 16	議案第 12 号	令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 17	議案第 13 号	令和 6 年度佐川町学校給食特別会計予算
日程第 18	議案第 14 号	令和 6 年度佐川町介護保険特別会計予算
日程第 19	議案第 15 号	令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計予算
日程第 20	議案第 16 号	令和 6 年度佐川町水道事業会計予算
日程第 21	議案第 17 号	令和 6 年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第 22	議案第 18 号	佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 19 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 20 号	佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 21 号	佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 22 号	佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 23 号	単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 24 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 25 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 26 号	佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 27 号	佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 32	議案第 28 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	議案第 29 号	佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 34	議案第 3 0 号	佐川町障害福祉計画・佐川町障害児福祉計画の策定について
日程第 35	議案第 3 1 号	佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
日程第 36	議案第 3 2 号	佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 37	議案第 3 3 号	佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 38	議案第 3 4 号	佐川町上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 39	議案第 3 5 号	佐川町病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 40	議案第 3 6 号	旧浜口家住宅の指定管理者の指定について
日程第 41	議案第 3 7 号	牧野公園の指定管理者の指定について
日程第 42	議案第 3 8 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 43	議案第 3 9 号	佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第 44	議案第 4 0 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 45	議案第 4 1 号	牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻となりました。ただいまから、令和6年3月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番、山本和輝君、5番、橋元陽一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

議会運営委員会より報告します。

3月定例会の会議及び運営につきまして、2月26日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日3月1日を開会日とし、議案の上程までとします。2日土曜日、3日日曜日は休会いたします。4日月曜日、5日火曜日は、一般質問を行います。終了後、常任委員会審査報告を行います。6日水曜日、7日木曜日は、予算勉強会及び議員全員協議会開催のため休会とします。8日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、3月1日から8日までの、8日間に決定しましたので、報告します。

なお運営については、議長に一任します、しますのでよろしくお願ひします。以上です。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から8日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々、

ご遺族の方々に対しまして、この場をお借りしまして、お悔やみ申し上げます。現在、避難生活を余儀なくされておられるの方々に対しまして、お見舞いを申し上げます。一日でも早い日常生活が戻られますようお祈りを申し上げます。

それでは 12 月定例会後のおもだったものについて報告します。

12 月 15 日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席しました。議案は日高村佐川町学校組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例や一般会計補正予算についての 2 件であり、いずれの議案も満場一致で可決されました。

また人事案件が 2 件提出され、監査委員に日高村の「北添隆広氏」、教育委員に同じく日高村の「谷泰智氏」が選任されました。いずれの人事案件も満場一致で可決されました。

1 月 7 日、令和 6 年佐川町二十歳の集いが桜座において開催され、議員の皆様と供に出席し、二十歳を迎えられました皆様に、お祝いを申し上げてまいりました。会場では皆様の活気ある笑顔であふれ、また当日はお天気にも恵まれ、二十歳の門出に相応しい、心に残る一日となられたのではないかと思います。

1 月 10 日、恵比須祭りのご案内をいただき参加しました。昨年はコロナ禍により、おなばれは中止でしたが、今年は開催の運びとなりました。商売繁盛・家内安全を祈願し、町内保育園児の参加や商工会関係の方々などたくさんご参加され、伝統のお祭りを大いに盛り上げていただきました。

1 月 16 日から 18 日まで、議員行政視察研修に、町長と議員の皆様とともに参加してきました。岡山県奈義町では「子育て支援策」

「移住対策」について研修させていただき、鳥取県日南町では「空き校舎の利活用」「空き家の活用による移住定住の取り組み」「空き家施設を活用した短期滞在型住宅の整備」について、岡山県早島町では「議会中継について」それぞれ町の説明を受けてきました。各分野で先端を行く町の取り組みについて研修させていただく中で、まずは「当町の現状と課題を早急に具現化していくこと」が重要で、現状を直視し、議会としてよりよいまちづくり策を選択する判断が求められ、推進していかなければならないと受け止めております。

1 月 23 日、国道 33 号整備促進期成同盟会高知県協議会の要望活動を国土交通省四国地方整備局へ町長とともにおこなってまいりました。要望事項は高規格道路の整備促進や道路機能の強化、またそ

れに伴う予算の確保と重点配分など要望しました。今後、「人流・物流・防災など住民生活の向上」を期待し、「沿線地域の活性化や地域経済の好循環」につながるよう安心・安全な道路へと進め、よりよいものにしていきたいと重ねて要望してまいりました。

1月24日から26日まで、北見市・佐川町姉妹都市提携35周年記念事業の一環であります記念式典が当町で行われ、北見市訪問団17名の皆様が来町されました。記念式典に参加し、ご挨拶を申しあげてまいりました。北見市の辻市長や飯田議長、また常呂町農協や漁協の代表理事組合長の方々が来町され、式典が行われました。これまで携わっていただきました多くの関係の皆様方のご尽力により、このかけがえのない友好を続け、節目節目の行事も今後、永続していけることを願って止みません。

2月20日、高知県町村議会議長会第75回定期総会が自治会館において開催され、出席しました。いの町議会議長筒井会長のあいさつに続き、自治功労者表彰があり、高幡議長会関係では日高村の尾崎議長が議会議長7年以上在職者として表彰されました。また提出されました議案は報告3件と令和6年度議長会運営方針及び一般会計予算など議案3件でありましたが、いずれも原案どおり可決されました。

また同日、高知県町村長・町村議会議長大会が、「ザ クラウンパレス新阪急高知」において開催され、町長と供に出席しました。会では地方財政の充実・強化や農林水産業・地域の活力創造について・南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進についてなど6項目について、国に要望していくことを全会一致で決議採択しました。また参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議なども採択しました。

2月28日、高吾北広域町村事務組合議会第一回定例会が開催され出席しました。

提出されました議案は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正案を含む条例案3件、令和5年度一般会計補正予算案などを含む補正予算案4件、令和6年度高吾北広域町村事務組合一般会計予算案を含む当初予算案5件でいずれの議案も原案のとおり可決されました。

組合長の諸般報告の概要では、令和6年度には特別養護老人ホームの経営改善について、経営戦略を策定するための予算、214万8千

円を計上し、長期的な計画をたて、抜本的な経営改善に取り組むとのことでした。

また1月末の清掃センターの回収件数など併せて報告があり、スプリング付大型家具等はマットレス 131 枚、ソファ 295 台とのことでした。同月末の消防火災出動件数においては 11 件と、対前年度に比べ 3 件増えており、火災を増やさないため私たちにできることは、地域で火災を起こさないよう細心の注意をはらうことであり、日々、心がけていきたいものです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。 本日は議員の皆様方にご出席をいただき、令和 6 年 3 月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力をたまわり、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、「令和 6 年能登半島地震」に関連する事項につきまして、ご報告いたします。

始めに、このたびの令和 6 年能登半島地震により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

現在被災地では過酷な状況のなか、避難生活を強いられている方や、復興に向けて力強く歩みを進めておられる方など様々ですが、各種メディアから伝えられる状況を目の当たりにするたびに、近い将来必ず起こるとされる南海トラフ地震のことと相まり、決して他人事とは思えず、何か自分たちにできることはないかと考えさせられます。

佐川町では 2 月末から 10 日間、被災地である石川県輪島市へ、高知県や県内の市町村とともに、職員を派遣しております。

行政の職員として、被災地の復興に少しでも寄与し、そしてその経験を今後の佐川町の防災対策等に活かしていただけるようお願いしております。

また、先月 7 日の臨時議会におきまして、被災地支援として、義援金 100 万円の補正予算について議決をいただいております。

これにつきましても高知県町村会、石川県町村会を通じて、被災

地の皆様に届き、少しでも復興の手助けになればと考えております。

被災地の皆様におかれましては、まだまだ不安な日々が続いておりますが、被害を受けられた皆様の安全と、一日も早く、平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げ、被災地におきまして救助活動や復旧・復興支援のための活動にご尽力されている方々に深く敬意を表します。

なお、このたびの災害は、年始ということもあり、私も自宅で家族とともに穏やかに過ごしていた最中の出来事であり、地震により、一瞬で環境が変化することへの恐怖と無力感を感じております。

今回の災害を受け、私、町長としまして、どうすれば少しでも被害を減らすことができるか、どうすれば大切な人を守ることができるか、どうすれば悲しい思いをする人を減らすことができるか、決して他人事とせず、日々自問自答を繰り返しながら、住民の生命、財産を守り、安心安全確保のため、全力で取り組んで参りたいと考えております。

次に、北見市との交流事業につきまして、ご報告いたします。

1月24日から26日にかけて、佐川町・北見市姉妹都市提携35周年記念事業の北見市訪問団として、辻市長・飯田議長をはじめ17名の訪問団が来町されました。

辻市長をはじめとする北見市訪問団の皆様は、24日の夕方、佐川町役場に到着され、松浦議長、田村副議長にもご同席をいただき、表敬訪問を受けました。

翌25日には、町内のイチゴハウスを視察していただき、一昨年12月の雪害から復興に至るまでの経過を説明させていただいた後に、イチゴ狩りを楽しんでもいただきました。

その後、「まきのさんの道の駅・佐川」、「おもちゃ美術館」を視察し、道の駅での昼食を挟み、午後からは上町周辺及び牧野公園、青山文庫の視察をしていただきました。

また、午後4時から佐川町総合文化センターにおきまして、記念式典及び祝賀会を開催し、式典では記念品の交換を行い、今後50年、100年と末永い友情と交流を誓い合いました。

祝賀会の中では、斗賀野花取踊り保存会の皆様に、伝統芸能である白倉神社花取踊りを披露していただき、訪問団の皆様にも大変喜んでいただけたと思います。

なお、議員の皆様を始め、ご多忙中にも関わらずご出席いただき

た関係者の皆様には、心から御礼申し上げます。

最終日となる 26 日は、北見市の姉妹都市であります、高知市を表敬訪問されるという事で、佐川町への訪問はありませんでしたが、高知龍馬空港でお見送りをさせていただき空路、帰途に着かれました。

今回、北見市訪問団の受け入れに当たり、多くの皆様に変にお世話になりましたこと、また、素晴らしい 35 周年の記念事業となりましたことを改めて感謝いたします。

次に、「令和 5 年度手づくり郷土賞」の認定証授与式について、ご報告いたします。

牧野公園での山野草の植栽やお世話などのボランティアをしてくださっている「牧野公園はなもり C－L O V E」の皆さんと佐川町が、国土交通大臣表彰の「令和 5 年度手づくり郷土賞」を受賞し、2 月 6 日に、名教館におきまして認定証の授与式が行われました。

授与式では、四国地方整備局 佐々木局長より「認定証」が、牧野公園はなもり C－L O V E と佐川町に、また記念品の盾がはなもり C－L O V E に授与されました。

授与式には、はなもり C－L O V E の皆さん 19 名にもご出席をいただき、ともに受賞を喜び合いました。

牧野公園整備計画を策定し、公園のリニューアルを始めて 10 年が経とうとしております。

はなもり C－L O V E の皆さんの多大なるご尽力と、住民の皆さんのご協力により、牧野公園は四季折々に草花を楽しめる公園へと生まれ変わっております。

この「手づくり郷土賞」の受賞を励みとし、今後も、さらに魅力あふれる公園となるよう、関係者の皆様とともに、取り組んで参りたいと考えております。

次に、「多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰」優秀賞の受賞につきまして、ご報告いたします。

この表彰は、水路や農道などの地域資源の保全管理を地域ぐるみで行い、農業の有する多面的機能の発揮を促進する優秀な活動に取り組まれている組織を対象に表彰されるもので、「斗賀野地区農村環境を守る会」が受賞されました。

若者との交流を通じて、共同活動への参加につなげたり、農村の景観を形成するためにノカンゾウ（野萱草）の植栽に取り組むなど、

地域ぐるみの幅広い活動が評価をされております。誠にありがとうございます。

町としましても、地域ぐるみで農村環境を守る多面的機能発揮促進事業につきましては、引き続き積極的に支援をしていきたいと考えております。

次に、令和6年度一般会計当初予算案の概要につきまして、ご報告いたします。

予算編成にあたりましては、第5次佐川町総合計画に定める未来像の現実に向け、まちづくり7つの分野との整合性に留意した事業の構築を行うことを念頭に置き、「持続可能な財政運営に向けた取組の推進」、「優先順位を踏まえた投資的事業の調整・抑制」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)の積極的な推進」を基本方針に掲げ、「業務効率・住民サービス向上のためのデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「脱炭素社会を実現するためのグリーントランスフォーメーション(GX)の推進」、「少子化対策及び子育て施策の強化」、「地域資源・経済の活性化、歴史文化施策の充実・観光振興によるまちづくりの推進」を図ることを重点施策といたしまして、これらを実現するための予算編成に取り組みました。

その結果、一般会計の予算規模につきましては、総額91億6,727万8千円、対前年度比5億8,786万7千円、6.9%の増額予算となりました。

増額の主な要因は、新文化拠点整備に係る経費、農業基盤整備に係る経費として、令和5年度より3億7,238万1千円増の7億4,615万2千円を計上したこと、また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの運営に対する高吾北広域事務組合負担金として7,718万4千円を計上したことによるものです。

加えて、職員人件費及び公債費につきまして、令和5年度より1億8,874万円の増額計上となったことによるものです。

歳入につきまして、まず、町税は地方特例交付金にて全額補てんされます個人町民税の定額減税による減収見込分を除きまして、令和5年度より839万3千円の減額見込となりました。

次に、歳入の約32%を占める地方交付税につきましては、令和6年度の国の地方財政計画、令和4年度及び令和5年度の交付決定額等から推計し、令和5年度と同額の29億円を見込んでおります。

国・県支出金は、デジタル田園都市国家構想交付金や農業水路等

長寿命化・防災減災事業など、事業費の増加に伴いまして、令和5年度より1億5,709万6千円の増額となっております。

町債につきましては、臨時財政対策債の減額等により、令和5年度より1,960万3千円減の7億6,051万1千円を計上しております。

また、基金繰入金につきまして、ふるさと納税寄附金基金や施設等整備基金など「その他基金」からの繰入金は、令和5年度より1億7,705万2千円増の6億9,173万4千円となり、財政調整基金からの繰入金は、全体的に事業費が増加したため、令和5年度より2億7,520万3千円増の5億2,252万7千円となっております。

これらの結果、一般財源の総額としましては、2億7,911万5千円増の50億5,229万円となっております。

続きまして、令和6年度の主要な事業につきましては、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

「教育」分野に関する事業としまして、まず、令和5年度から2カ年で実施することとしております新文化拠点の整備に係る費用としまして、5億2,595万9千円を計上しております。

また、令和2年度から不登校の改善や、学力向上に重点的に取り組んでいる学校教育改善重点推進事業をはじめ、ふるさと教育の充実とICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及び、ふるさと教育の推進に係る費用として、8,099万2千円を計上しております。

次に、「産業と仕事」の分野に関する事業としまして、まず、農業水利施設の長寿命化工事等を実施する農業基盤整備に係る費用としまして、2億2,019万3千円を計上しております。

また、道の駅指定管理料など、まきのさんの道の駅の運営経費として、2,293万9千円を計上しております。

地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に9名、イチゴや有機農業に4名、さかわ発明ラボに8名、道の駅に3名、おもちゃ美術館に1名の計25名、1億3,007万5千円を計上しております。

次に、「結婚・出産・育児」分野に関する事業としまして、まず、令和6年度より対象年齢を拡げ、制度の拡充を図る乳幼児医療費助成事業に、4,270万7千円を計上しております。

また、子育て支援として、令和4年度より実施しております保育副食費、及び小中学校給食費の無償化に係る経費としまして、4,957

万円を計上しております。

次に、「観光振興と情報発信」分野に関する事業としまして、上町地区の歴史的景観保全と、まちづくりを推進する歴史まちづくり整備事業としまして、司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵の保存活用のための用地購入等に係る費用として、6,620万8千円を計上しております。

次に、「健康と福祉」分野に関する事業としまして、まず、あったかふれあいセンター事業につきましては、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の5地区での事業運営に係る費用として、6,371万8千円を計上しております。

地域づくり事業につきましては、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして、1,014万3千円を計上しております。また、5地区の地域づくりを推進するために配置する集落支援員の活動経費として、2,139万円を計上しております。

次に、「安全・安心」分野に関する事業としまして、まず、飲料水供給施設整備補助事業につきましては、安定した生活用水確保及び、水質改善のため、飲料水供給施設の改善に係る費用として、8,053万7千円を計上しております。

木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、耐震診断などの委託料及び、耐震改修などの補助金として、9,466万5千円を計上しております。

地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費、高吾北広域路線バス運行維持費及び、車両導入補助金などとして、5,706万8千円を計上しております。

道路橋りょう施設の改良、維持修繕に係る事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事、道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う、町道の舗装等の修繕工事費用として、2億1,263万1千円を計上しております。

最後に、「行財政」分野に関する事業としまして、住民サービスの向上及び、職員の事務の効率化を図る「書かない窓口」構築事業に、4,630万1千円を計上しております。

また、職員の業務効率の向上及びペーパーレス化を図る、文書管理システム導入に係る費用としまして、1,534万4千円を計上して

おります。

以上が、令和6年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、バイカオウレン周遊事業等につきまして、ご報告いたします。

昨年4月から放送されました連続テレビ小説「らんまん」の終了後、初めてのバイカオウレンの開花を迎えました。牧野公園、加茂地区の群生地に加え、今年からは西山地区におきましても「西山花守交遊会」の皆さんが整備された群生地が見頃を迎えました。

町としましては、本年3月末までの土曜日、日曜日に運行しております「佐川周遊バス」につきまして、バイカオウレンが見頃を迎えた1月27日から3月3日までの期間、上町地区だけでなく、加茂地区へも足を伸ばしていただけるよう、加茂地区の集落活動センター加茂の里まで、延伸して運行をしております。

また、さかわ観光協会への委託事業としまして、牧野公園、加茂地区、西山地区の群生地を周遊し、可憐に咲くバイカオウレンの観賞と食事等もあわせた佐川町の魅力を満喫していただけるよう、3回のモニターツアーを実施いたしました。

この他、集落活動センター加茂の里では、2月10日から18日に「バイカオウレン花まつり」を実施し、初日の10日には「加茂の冬まつり」として真冬の花火大会が実施され、多くの方で賑わいました。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用試験につきまして、ご報告いたします。

令和5年度職員採用試験につきましては、令和6年1月13日に実施をいたしました。

結果につきましては、8月に合格発表を行い、既に採用が決定しております、一般行政職の職員7名に加え、今回の試験で新たに調理員1名を採用することとしております。

合格された8名の方には、今春から佐川町の職員として、これからの佐川町を担う人材となっていただくよう、大いに期待しております。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、納税相談の実施につきまして、ご報告いたします。

2月16日から、3月15日までの確定申告の期間にあわせ、役場2階におきまして納税相談を実施しており、住民の皆様と直接対面する納税相談を通して、適切な所得の申告、納税への理解と啓発に努めております。

税業務につきましては、こうした相談や各種調査を通じ、公平で公正な賦課徴収に取り組み、自主財源の確保に繋げてまいりたいと考えております。

次に、本年度から実施をしております、公共用地の所有権移転嘱託登記につきまして、ご報告いたします。

佐川町内には、町道や公共用施設の用地が多数あり、この内、特に町道敷地でございますが、登記名義が佐川町でなく個人名義などのままとなっていてところが多数存在しております。

これは町道拡幅工事などを行う際に、地権者の方からのご厚意による無償提供を受けた土地について、工事終了後、佐川町への所有権移転登記を行っていないことなどが、大きな理由となっております。

このような状況は、佐川町だけでなく、近隣市町村をはじめ全国的に同じような状況であり、各市町村において、それぞれに対応を行っております。

佐川町では、令和3年度に国土調査事業が終了し、令和4年度には全町の登記が完了しております。

このことにより、土地図面と現地が一致し、所有者と所有権が容易に確認できるようになった本年度から、所有者の方、一人ひとりに説明を行ない、ご理解をいただいたうえで、所有権移転の嘱託登記を実施しております。

本年2月までの実績は、約150件、筆数にして約400筆の所有権移転登記を完了しておりますが、全体としてまだまだ多くの件数が残っている状況です。

なお、登記名義人が亡くなり相続が発生している件や、相続関係が複雑になっている件もありますので、今後は関係各課への協力も要請しながら、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場につきまして、ご報告いたします。

施工本体工事の南側斜面の追加安全対策等につきまして、県及び公益財団法人エコサイクル高知とともに、令和5年12月15日、16日に、日高村佐川町学校組合立「加茂小学校体育館」で、地域住民の皆様を対象に住民説明会を開催いたしました。

説明会では「工事の進捗及び、施設の構造等の見直し」、「主な追加安全対策工事等の概要」、「事業スケジュール」、「工事中の環境モニタリングの結果等」及び「長竹川の増水対策」について、公益財団法人エコサイクル高知及び県から説明がありました。

参加者からは、処分場となる部分の地盤の5メートル上げによる景観への影響や、処分場の西側に位置する旧大平山鉱床と処分場の間にあるえん堤の維持管理等についてご質問があり、エコサイクル高知から、加茂地区から見えることとなる施設北側には植樹を行い、景観に配慮することや、旧大平山鉱床のえん堤内の浚渫等も含めて、しっかりと維持管理をしていくと回答いただいております。

町としましても、しっかりと安全性を確保した施設を整備することや、工事に伴う環境保全対策等につきましては、万全を期すよう強くお願いしているところです。

加えて、1月19日には、第5回環境保全等連絡協議会が集落活動センター「加茂の里」で開催されました。協議会当日は、12月の住民説明会時と同様に、施設本体工事の南側斜面の追加安全対策等について、エコサイクル高知からの説明後、意見交換を行いました。

現在の処分場等の整備工事の進捗状況につきましては、処分場南側斜面の追加安全対策の実施に伴う工法の見直しのため、部分的に工事を中断していましたが、1月から工事を本格的に再開し、南側斜面の上部に残る立木の伐採と、処分場の造成及び廃棄物を埋め立てる部分の掘削並びに処分場本体建設場所から防災調整池までの仮設道路の整備を進めていると、エコサイクル高知から報告を受けております。

また、進入道路整備工事につきましては、引き続き、国道から処分場へ向けての工事を進めており、国道から田畑であった部分までの造成が概ね完了したため、次の工事区間の立木を伐採するとともに、道路脇では、雨水を排水するための側溝を整備しているとの報告を受けております。

工事の進捗状況や今後の予定、環境モニタリングの結果等につきましては、これまで同様に「県・エコサイクル高知からのお知らせ」

を毎月、町の広報配布にあわせて町内全戸に配布することで、周知を図っていただいているところですが、町としましては、今後も引き続き、県やエコサイクル高知と連携して、地域住民の皆様の不安解消に努め、安全の確保と生活環境の保全に努めてまいります。

次に、ゼロカーボンシティ宣言につきまして、ご報告いたします。

地球温暖化への対策が世界全体で課題となっている今、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

佐川町におきましても、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティを目指すことを、今議会におきまして、宣言いたします。

佐川町 2050 ゼロカーボンシティ宣言。

近年、地球温暖化が主な原因と考えられる気候変動の影響により、台風の巨大化や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また、その被害は激甚化しており、極めて深刻な事態となっています。

国においては、2015 年 11 月に「世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2℃未満に保ち、1.5℃に抑えるよう努力する」というパリ協定への合意や、2020 年 10 月 26 日の第 203 回臨時国会において、菅前内閣総理大臣から「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会を目指す」という 2050 年カーボンニュートラルが宣言されました。

高知県の中西部にある四国山脈の支脈に抱かれた盆地に位置する佐川町は、県都である高知市から約 27km とアクセスしやすい位置にありつつも、美しい田園風景やホテルなどの生き物が住みつく自然豊かな環境と共生してきました。

しかしながら、当町でも記録的な短時間の集中豪雨や令和 4 年度の豪雪など、気候変動が影響と考えられる被害が発生しており、地球温暖化を防ぐための対策が急務となっています。

町においては、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づく「佐川町地球温暖化対策実行計画」を令和 6 年度中に策定し、持続可能な町づくりを推進するとともに、自然豊かな環境を次世代につなぐため、実行計画に沿った地球温暖化対策を着実に実行してまいります。

佐川町は脱炭素社会の実現に向けて、町民や事業者等とともに地球温暖化防止に取り組み、2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼ

口を達成するため、「佐川町 2050 ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。

令和 6 年 3 月 1 日、佐川町長、片岡雄司。

この宣言につきましては、議員各位ならびに住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、「第 9 期佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定につきまして、ご報告いたします。

本年度、第 4 回の介護保険運営協議会を通じて、各委員から様々なご意見をいただいたうえで、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 カ年を期間とする第 9 期佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）を取りまとめいたしました。

介護給付費の財源として活用できる介護保険運営基金につきましては、これまでの住民の皆様一人一人の介護予防の取り組みや在宅介護の推進により、令和 4 年度末の現在高が 3 億 2,500 万円となっており、令和元年度末に比べ 1 億 3,900 万円増加しております。

第 9 期の介護保険料につきましては、基金から、この 3 年間の増加分に、ほぼ相当する 1 億 3,640 万円を介護給付費に充当することで、基準月額において前期計画より 300 円減額の 5,500 円とします。

第 9 期計画におきましても、引き続き適正な介護保険の運営に当たるとともに、あったかふれあいセンターを活かした、佐川町らしい地域包括ケアシステムの深化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるようまちづくりを進めてまいります。

次に、「第 7 期佐川町障害福祉計画・第 3 期佐川町障害児福祉計画」の策定につきまして、ご報告いたします。

昨年 12 月 14 日に第 3 回地域自立支援協議会を開催し、令和 6 年度からの 3 年間の利用見込に基づいた障害福祉サービスの実施について、最終的な取りまとめをいたしました。

今後におきましても、計画に基づき、適切に障害福祉サービスを実施するとともに、障害児の福祉サービスにつきましても、関係機関による協議を重ね課題に向き合うなど、障害がある子どもやその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、障害者相談支援事業の課税の取り扱いにつきまして、ご報告いたします。

昨年の 12 月議会定例会での行政報告におきまして、精査中とさせ

ていただいております。障害者相談支援事業につきましては、佐川町社会福祉協議会との委託契約書及び、事業内容等を精査した結果、課税対象として取り扱うべき事業であったことが判明いたしました。

税額の修正可能な過去5年間ににつきまして、委託先である佐川町社会福祉協議会がすでに修正申告を行っており、追加で納めた税額および延滞金、合計151万8,200円につきまして、町として佐川町社会福祉協議会に補填をすることとし、今議会に提出する補正予算案に計上させていただきます。

今後におきましては、このような誤認がないように、法改正や国の通知文書に基づき、適切に事業を執行してまいります。

次に、第4次佐川町地域福祉アクションプランの策定につきまして、ご報告いたします。

行政計画である地域福祉計画と、地域住民の活動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定する、佐川町地域福祉アクションプランにつきましては、2月15日、健康福祉センターかわせみにおきまして、第3回の策定委員会を開催し、令和6年度から令和11年度までの、第4次計画（案）につきまして、委員の皆様のご了承をいただき、最終の取りまとめを行いました。

人口減少に伴う周辺部の過疎化が進み、時代とともに生活スタイルや住民同士の関わり方も変わっていくなかで、地域の支え合いが今後10年、20年と将来にわたって継続していくために、次の時代の地域福祉を担う若い世代へのバトンタッチが課題となりつつあります。

3月17日、日曜日には、健康福祉センターかわせみにおきまして、第4次計画のお披露目会を開催することとしております。計画策定に関わっていただいた方だけでなく、是非、多くの皆様に足を運んでいただければと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、ご報告いたします。

昨年9月末から開始いたしました、オミクロン系統XBB1.5（エックス・ビー・ビー1.5）株、対応ワクチンによる令和5年秋開始接種につきましては、2月25日現在で、3千29人の町民の方が接種を済まされております。

年代別の接種率は、65歳以上が50.4%、12歳から64歳までが7.5%となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種は、3月31日をもって特別臨時接種期間が終了し、令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同様に、予防接種法のB類疾病に位置づけられ、ワクチン接種におきましても、高齢者等の定期接種となり、秋以降に一定の個人負担がある形で接種が開始される予定です。

令和6年度のワクチン接種につきましては、今後におきましても、国からの情報をしっかりと把握しながら、引き続き、住民の皆様に広報、周知してまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、「道の駅」につきまして、ご報告いたします。

道の駅に隣接して整備を進めております遊具公園につきましては、令和6年3月25日の完成を目指して進めており、現在、遊具の設置は完了し、張り芝や周辺工事を進めているところです。

遊具公園の一般開放は、3月31日からを予定しておりますが、芝生エリアにつきましては、1カ月から2カ月の養生期間を取り、芝生の状況を確認しながら、解放させていただく予定としております。

また、遊具公園の完成に伴い、落成式典及び、祝賀会を3月29日に開催したいと考えております。

議員の皆様や公園検討委員会の委員の皆様など、ご協力いただきました関係者の皆様には、別途、ご案内させていただいておりますので、ご臨席のほどよろしく願いいたします。

次に、おもちゃ美術館につきまして、ご報告いたします。

1月24日、25日に第5期おもちゃ学芸員養成講座を開催し、町内外16名の方に受講いただきました。これで、佐川おもちゃ美術館のおもちゃ学芸員は総勢120名となりました。今後は年1回のペースで養成講座を開催する予定であります。募集にあたっては、今まで以上に町外の皆様にも広くPRして参りたいと考えております。

また、2月10日から16日までの1週間、ピーターラビットとのコラボイベントが開催されました。これは全国12館のおもちゃ美術館をピーターラビットが巡り、紙芝居の読み聞かせや、木のペンダントづくりなどのワークショップを実施するもので、自然を大切にする心を育む取り組みであります。

イベント開催期間におきましては、多くの方にご来館いただき、ピーターラビットとの記念撮影など、大変喜んでいただきました。おもちゃ美術館は、木のおもちゃで遊べる数少ない屋内施設という

こともあり、多くの皆様にご来館いただき、新聞にも掲載されましたが、2月18日に累計来館者数5万人を達成いたしました。

今後におきましても、来館者の皆様により一層楽しんでいただける施設となるよう努めてまいります。

次に、農業者向け原油価格・物価高騰対策事業につきまして、ご報告いたします。

飼料価格の異常な高騰により、厳しい経営環境にある町内畜産農家を支援するための「佐川町畜産経営体質強化緊急対策支援金」につきましては、申請期限の1月31日までに、合計で5件、316万円の申請を受け付け、支給を完了しております。

次に、燃油等の価格が高騰し、経費の増大による農業経営の継続が懸念されることから、施設園芸を営む農業者を支援するための「佐川町施設園芸燃油等高騰対策支援金」につきましては、申請期限の1月31日までに、合計22件、74万1,702円の申請を受け付け、支給を完了しております。

次に、肥料高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減定着を図ることを目的に、農業者グループが行う農業者を支援する事業を補助する「佐川町肥料高騰緊急対策事業費補助金」につきましては、申請期限の2月10日までに、申請件数8件、補助対象農業者数で、延べ190名、119万8,321円の申請を受け付け、交付を決定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症等による農業経営への影響等による市場価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入の減少を補償する収入保険への加入を促進することにより、農業者のリスクへの備えを下支えするための、「佐川町農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金」につきましては、33名、合計で95万7千円の申請を受け付け、交付を決定しております。

物価の高騰等により影響を受けている方々への支援につきましては、今後も経済の状況及び、国・県の動向などを注視しつつ、臨機応変に対策を講じてまいります。

次に、食品加工業継続支援事業につきまして、ご報告いたします。

平成30年の食品衛生法の改正により、漬物製造業をはじめとする6業種が新たに経営許可業種に位置付けられました。

新たに経営許可の業種となった事業者が事業を継続するためには、

経営許可を取得する必要がございます。また、営業許可の取得につきましては、許可施設として条件を満たすために、施設の改修や機器の導入といった設備投資が必要となる場合が多くございます。そのため事業者におきましては、製造をあきらめる、やめる、といったお声を多く頂戴しておりました。

このような状況に対応するべく、地域の伝統的な食文化や特産品の製造や販売を守ることを目的に、新たに営業許可業種となった事業者が、営業許可を取得するために必要な設備投資に係る費用について、100万円を上限に補助する、補助金制度を2月に創設しております。

この事業につきましては、現状で、数件のお問い合わせをいただいているところでございます。今後も、事業者の方、保健所等の関係機関とも連携し、地域の食文化の継承に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、日下川及び長竹川における新たな洪水対策につきまして、ご報告いたします。

日下川流域での大雨による浸水被害を今後最小限にし、将来にわたって住みよい地域をつくるため、現在、日高村と本町が一体となって「流域治水」の維持を目指し、新たに「特定都市河川制度」の導入を検討しております。

このことにつきましては昨年11月、議員の皆様にご説明させていただき、貴重なご意見をいただいております。また、1月15日と1月28日の計2回、加茂地区住民を対象とした地元説明会を開催いたしました。出席者からは制度反対の意見はございませんでしたが、いくつかのご要望をお聞きしましたので、今後の制度設計や水害対策計画の策定に活かしてまいりたいと考えております。

来月4月21日には、日高村におきまして「新日下川放水路」の完成を祝う記念式典が予定されております。この放水路の完成により日高村での浸水被害は大きく軽減される見込みではありますが、将来的に水害が発生する可能性はゼロではありませんので、今後は両町村で「安全・安心な住み続けられる日下川流域」を目指して、「流域治水」に取り組んでまいります。

次に、水道事業につきまして、ご報告いたします。

水道の未普及地域解消に向けての取り組みについて、現在の進捗

状況をご報告いたします。

昨年度につきましては、水道や飲料水供給施設を利用されていない地域から、取り組み対象となる物件の選定を行いました。本年度は、取り組み対象となる物件の周辺調査を実施し、施設整備計画として、給水方法の決定や、概算工事費の算出を行っております。

今後におきましては、施設整備計画や概算事業費を「水道事業経営計画」に反映し、見直しを行うとともに、取り組み対象となる地域から、現在の生活用水の利用状況や、給水の必要性について聞き取り調査を行った上で、計画的に事業を進めることができるよう、取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、「二十歳の集い」について、報告いたします。

今年の二十歳の集いは天候にも恵まれ、対象者 144 名の約 76% に当たる 109 名の参加で、昨年の参加者数から 11 名、割合で 1 割ほど増加いたしました。

町としましても、精一杯のお祝いの気持ちを表せたものと考えており、また、ご家族の皆様からも喜びのお声をお聞かせいただくなど、大変嬉しく感じております。

次に、新文化拠点についてご報告いたします。

新文化拠点につきましては、本年 9 月末の完成、12 月の開館を目指して建設工事が進んでおります。現在外構工事を進めつつ、木造建方に取り掛かっております。

また、愛称につきましては、1 月 23 日に新図書館整備方針策定委員会と図書館運営委員会による合同選定委員会を開催し、応募 172 点の中から、佐川町在住の戸田枝理香さんの応募作「さくと」が採用されました。

この愛称は、牧野博士をはじめとした佐川町の文化人にならい、新文化拠点での出会いをきっかけに新たな文化の華が咲くように、との作者の思いと策定委員会の願いを込めて選ばれたものです。

いかにも文化の華が咲く様子が想われて、末永く住民の皆様にも愛され、親しんでいただけるものと考えております。

なお、愛称の選定を受け、2 月 8 日の教育委員会において、新たな文化の拠点を「佐川町立図書館さくと」と表記することに決定し、今後、町内外に披露すると共に、建物のサインなどに活用することとなります。

次に、佐川小学校の放課後児童クラブ「ナウマンクラブ」の新築について報告いたします。

かねてより建築中のナウマンクラブの建物が、このほど完成し、3月25日に竣工式を開催する運びとなりました。

新学期からは、これまでの不便を解消し、子どもたちが放課後、快適に過ごせる場所となることを、関係者を含め、大変嬉しく思っております。

工事中、近隣の皆様には、取壊しに伴う騒音や大型車両の出入りなどで、大変ご迷惑をおかけいたしました。

ご協力に、心より感謝いたします。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

医師確保につきまして、ご報告いたします。

昨年末から病院事業管理者とともに高知大学医学部附属病院の複数の医局を訪問し、医師の派遣につきまして直接ご相談をしております。

また、本年度は「高知医療センター内科専門研修プログラム」に所属している内科専攻医を受け入れておりましたが、3月末で高北病院での研修が修了いたします。

来年度は、常勤医師6名に加え、高知大学医学部附属病院、高知医療再生機構及び高知医療センター等のご協力により非常勤医師を派遣いただきまして、診療体制を整える予定となっております。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が1件、議案が39件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしく願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、陳情についてを議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました陳情文書表のとおりです。

受理番号1号総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、報告第2号、専決処分の報告について損害賠償の額の決定についてを議題とします。提出者の報告をお願いします。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告、損害賠償の額の決定につきましては、佐川町立学校給食共同調理場の配送車がコンテナ回収をし、戻る途中で発生しました事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年2月14日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要は、令和5年12月8日午後2時41分、加茂小中学校から調理場に戻る途中の佐川町甲1009番地西方約100メートル先路上において、対向車に気を取られたため、前方を走っていたセニアカーに気づくのが遅く、遅れブレーキが間に合わず接触したものでございます。

賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、賠償額は30万5,378円でございます。報告は以上でございます。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番（橋元陽一君）

相手の方のけがの状況と。

議長（松浦隆起君）

ちゃんと立って。

5番（橋元陽一君）

相手の方のけがの状況等あれば、ご説明いただけたらと思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい、ご説明します。お相手の方、86歳ということで高齢の方でしたけれども、けがの状況は左手の甲を擦りむいたというものと腰の打撲ということです。

念のためレントゲンMRI等をやってもらいましたが、その他に異常がなかったということで、現在はもう完治をしております。今現在元気外にも外出されてるという話は伺っております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

ここで 10 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（片岡雄司君）

申し訳ございません。

ちょっと行政報告の中で訂正をさせていただかなければならないところが 3 カ所ございまして、申し上げさせていただきます。

総務課の所管事項の中で、職員採用試験につきまして 8 名の方には来春からと申し上げましたが、今春からの間違いでございまして。申し訳ございません。1 年後になってます。

それと佐川町 2050 年ゼロカーボンシティ宣言の宣言書の中におきまして、令和 3 年度の豪雪などと言いましたが令和 4 年度の豪雪で間違っておりました。申し訳ございません。

それと最後にもう 1 カ所、健康福祉課の所管事項の中で、第 9 期の介護保険料につきましてというところの内容の中で、基準月額において、前期計画より 300 円のところ 300 万円減額と申し上げました。申し訳ございません。300 万円を減額するつもりは毛頭ございません。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

日程第 7、議案第 3 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 45、議案第 41 号、牧野富太郎のふるさと館の指定管理者の指定についてまで、以上 39 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第 3 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3 億 9,955 万 3 千円を減額し、

総額を歳入歳出それぞれ 88 億 8,059 万 1 千円とするものであります。

議案第 4 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,485 万 3 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,382 万 4 千円とするものであります。

議案第 5 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 270 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,827 万 1 千円とするものであります。

議案第 6 号、令和 5 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出の総額に変更はございませんが、歳入歳出それぞれ款項の区分及び当該区分ごとの補正を行うものであります。

議案第 7 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 5,398 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,396 万 4 千円とするものであります。

議案第 8 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 642 万 8 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 3,722 万 5 千円とするものであります。

議案第 9 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 2 億 1,708 万 7 千円、支出 1 億 8,986 万 6 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 7,842 万 5 千円、支出 1 億 7,654 万円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 10 号、令和 6 年度一般会計補正予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 91 億 6,727 万 8 千円とするものであります。

議案第 11 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,755 万 2 千円とするものであります。

議案第 12 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,623 万 2 千円とするも

のであります。

議案第 13 号、令和 6 年度学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 6,366 万 2 千円とするものであります。

議案第 14 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,559 万 5 千円とするものであります。

議案第 15 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算、すいません、佐川町農業集落排水事業会計予算につきましては、令和 6 年 4 月 1 日より、地方公営企業法を適用し、同法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 3,545 万 4 千円、支出 3,837 万 3 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1,075 万 4 千円、支出 1,756 万 4 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入 2 億 2,493 万 8 千円、支出 1 億 9,014 万 8 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 6,853 万 3 千円、支出 3 億 203 万 5 千円と定めるものであります。

議案第 17 号、佐川、令和 6 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入 17 億 6,900 万円、支出 17 億 9,790 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 1,729 万円 5 千円。支出 2 億 4,402 万 1 千円と定めるものであります。

議案第 18 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 6 年度より、税務課と町民課を統合し、課名を住民課と改め、そのことに伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第 19 号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町における押印の見直しに関する方針に基づき、令和 6 年度より所要の改正を行うものです。

議案第 21 号、佐川町長の町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、関連条例について、同法の引用に引用規定条項の整備を行うものです。

議案第 22 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正により、佐川町会計年度任用職員の勤勉手当支給についての規定を整備し、また、令和５年度人事院勧告に伴い、佐川町会計年度任用職員の給料表について改正を行うものです。

議案第 23 号、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正により、佐川町会計年度任用単純労務職員の勤勉手当支給について、所要の改正を行うものでございます。

議案第 24 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、任期付短時間勤務職員の給与月額について、また勤勉手当の支給にあたっては、直近の勤務成績に応じて支給する規定を整備するものです。

議案第 25 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正により、育児休業中の職員に係る勤勉手当の支給対象職員について、改正を行うものです。

議案第 26 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、移住者の居住地の確保と地域コミュニティの維持を図るため、契約期間を５年から町の借り上げ期間満了日までに変更するものです。

議案第 27 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、移住促進住宅に居住している移住者が安定して生活ができる居住地を確保するのに期間を要するため、契約期間を３年から５年に変更するものです。

議案第 28 号、介護、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第 9 期佐川町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定する必要があるため条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、佐川町在宅介護、手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、在宅介護、介護手当支給事業の認定手続きに関する規定を実際の運用に合わせるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 30 号、佐川町障害福祉計画、佐川町障害児福祉計画の策定につきましては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号、佐川町高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定につきましては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決に議決すべき事件に関する条例、第 2 条第 3 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 33 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律の令和 6 年 4 月 1 日施行に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、関係する条例の整備を行うものであります。

議案第 34 号、佐川町上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 35 号、佐川町病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により、令和 6 年度から会計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、会計年度任用企業職員の給与の種類及び基準に関する事項について所要の改正を行うものであります。

議案第 36 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定について及び議案第 37 号、牧野公園の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、高知県農業協同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管

理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、有限会社ファイブ・エコを指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

議案第41号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人佐川くろがねの会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

以上が本定例会に提出させていただく付議事件でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局次長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは議案第3号、令和5年度佐川町一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和5年度の補正予算のフォルダでございます、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の6ページの方をご覧いただきたいと思っております。6ページの方は第2表繰越明許費補正となっております。

表の方には予算の款項の区分と事業名及び繰越限度額の方を記載をさせていただきます。

今回、表に記載の25事業につきましては、事業の実施にあたり、関係者との協議に不測の時間を要することとなったことなどの理由によりまして、事業の完了が令和6年度になることが見込まれることから、繰り越すものとなっております。

各事業の内容、繰越理由につきましては、同じフォルダの中に参考資料、議案第3号繰越明許費事業一覧として掲載をさせていただいておりますので、ご確認の方をよろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、7ページの第3表、地方債補正につきましては、起債の目的欄でございます事業につきまして、それぞれ補正後の限度額に変更をするものでございます。

変更の理由につきましては、一つ目の町道施設整備事業につきましては、主に国庫交付金配分額の減によります事業費の減額によるもので、次の消防自動車等更新事業、消火栓設置事業、飲料水供給施設整備事業、水道会計出資債、河川改修工事につきましては、入

札減による事業費の減額により、次の急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金事業につきましては、県工事負担金の最終割り当て金額確定による増額。農林水産業施設災害復旧事業、次の公共土木施設災害復旧事業につきましては、災害件数が見込みより少なかったことによります事業費の減額によるものとなっております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

続きまして、補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回、歳入歳出とも実績見込み等の精査によりまして、主に不用額の減額補正となっております。減額の大きいものにつきましても、実績見込みなどから不要となったものにつきましては、説明のほうを省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いをいたします。

それでは、歳入歳出の事項別明細書により歳出のほうから説明をさせていただきます。

最初に 28、29 ページをご覧くださいと思います。29 ページの下から 2 段目になります。

29 ページの下から 2 段目、2 款、1 項、1 目一般管理費、18 節、負担金補助及び交付金、説明欄の人事交流職員人件費負担金、1802 万 1 千円は、高知県との人事交流職員 3 名分の高知県への負担金となります。

29 ページ、一番下の段からの 24 節、積立金ですが、次の 31 ページの説明欄の減債基金積立金 1,636 万 7 千円は、追加配分されました普通交付税のうち、臨財債償還基金費を積み立てるもので、次の公共施設等整備基金積立金 2 億円は、各事業の歳出の減額に伴い、その財源としておりました一般財源を積み立てるものでございます。

32、33 ページをご覧くださいと思います。32 ページの上から 2 段目になります、5 目、電子計算費、12 節、委託料、説明欄の電算機器保守管理委託料 184 万 8 千円は、令和 6 年度に実施されます、所得税、住民税の定額減税の実施に向けたシステム改修費用となっております。

32 ページの一番下の 11 目、新型コロナウイルス対策費の 18 節、負担金補助及び交付金の説明欄の一番下から、35 ページにかけてございます。

価格高騰重点支援給付金子供加算分 2,300 万円につきましては、

一般会計補正予算（第7号）で、予算の款項目の区分を3款、3項、2目児童福祉費の方でご承認をいただいておりますが、今回こちらの予算区分の方に変更をさせていただくものでございます。

それでは、10ページほどお進みいただきまして、42、43ページの方をご覧くださいと思います。43ページの上から三つ目の段になります。43ページの上から三つ目の段、3款、1項、1目、社会福祉総務費、21節、補償補填及び賠償金、説明欄、消費税修正申告補填156万9千円につきましては、佐川町社会福祉協議会に委託しております、障害者相談支援事業費の課税取り扱いの誤認によるものです。

他自治体の事例によりまして、本町においても、消費税の課税取り扱いについて確認をしましたところ、本来消費税込みで支払うべき費用を非課税扱いとしておりました。

令和元年度から令和5年度分の消費税と延滞税について、予算の方を計上させていただいております。

歳出の最後になりますが、78、79ページまでお進みいただきしたいと思います。78、79ページになります。79ページの中程になります。

9款、4項、10目文化会館費、14節、工事請負費250万円は、桜座の火災報知設備故障に伴う、緊急修繕の費用となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12、13ページの方にお戻りいただきしたいと思います。12、13ページの方、歳入となっております。

1款の町税の本年度の歳入予算につきましては、合計2,910万9千円の減額となり、補正後の予算につきましては、11億7,016万8千円となっております。

次の14、15ページの一番下の表をご覧くださいと思います。

10款、1項、1目、1節、地方交付税の4,796万2千円は、普通交付税について臨時経済対策費及び、臨財償還基金費により再算定を行った結果、増額となったものでございます。

16、17ページをご覧くださいと思います。17ページの二つ目の表の下から2段目になります。

12款、2項、6目、総務費負担金、1節、総務管理費負担金の988万3千円は、当町より高知県と高幡広域市町村圏事務組合、租税債権管理機構に出向しております職員2名分の人件費負担金となって

おります。

18、19 ページの方をご覧いただきたいと思います。19 ページの二つ目の表の下から 3 段目になります。

14 款、2 項、8 目総務費国庫補助金、1 節、総務費補助金、説明欄 3 行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1 億 3,300 万 6 千円の減額及び次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、1 億 4462 万 4 千円の増額につきましては、それぞれの交付金の対象となる事業の精査整理によるものとなっております。

続きまして 24、25 ページをご覧いただきたいと思います。24、25 ページの中程になります。

18 款、1 項、1 目、1 節、財政調整基金繰入金、5,387 万 2 千円の減額及び次の段の 2 目、1 節、その他基金繰入金、3,191 万 2 千円の減額は、今回の補正予算の歳出の減額に伴い、それぞれ繰入金を減額するものでございます。

25 ページの一番の下段にあります、20 款、3 項、2 目、雑入の 3 節、雑入、説明欄、公有自動車事故公有建物災害共済金につきましては、令和 4 年 12 月の豪雪被害に係る町有建物の樋等の修繕、改修工事の完成が本年度末になることが見込まれまして、共済金の請求が来年度となる見込みでありますので、そのため 1,266 万 7 千円を減額をするものとなっております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは私の方から、議案第 4 号及び議案第 5 号についてご説明いたします。

まず議案第 4 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明します。

補正予算書フォルダ内の議案第 4 号をご覧ください。今回の補正は、実績見込みに合わせたものとなっております。主なもののみを説明いたします。

補正予算書の事項別明細書 12 ページ、13 ページをお開きください。歳出から説明いたします。

下から二つ目の表、2 款、1 項、1 目、一般被保険者療養給付費、説明欄、一般被保険者医療費につきましては、不足が見込まれるため、2,596 万 8 千円の増額を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。ページ戻りまして

8 ページ、9 ページをお開きください。

一番上の表、1 款、1 項、1 目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1 月末時点での賦課調定額に合わせ、851 万 8 千円の減額を行うものです。

三つ目の表、3 款、1 項、1 目、保険給付費等交付金、1 節、普通交付金につきましては、保険給付費相当額が県から交付されるもので、歳出で説明しました給付費の増額に合わせ、2,676 万 1 千円の増額を行うものです。

その下の 2 節、特別交付金、説明欄、県繰入分（2 号分）につきましては、令和 4 年度の特定健診の受診率が上昇し、交付基準である 43%を超えたことによる増額分となっております。以上でございます。

続きまして、議案第 5 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

補正予算書の事項別明細書 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明いたします。

下の表 2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料調定額の減額によるもので、271 万 5 千円の減額を行うものです。

続きまして歳入の説明をいたします。1 ページ戻っていただきまして 8 ページ、9 ページをお開きください。

上の表、1 款、後期高齢者医療保険料につきましては、調定見込み額に合わせ、147 万 7 千円の減額を行うものです。

次の表、3 款、1 項、3 目、保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い被保険者の保険料軽減分補填のため、一般会計から繰り入れをするものでございますが、実績に合わせまして、123 万 8 千円の減額を行うものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私の方からは議案第 6 号、佐川町学校給食特別会計補正予算について説明をさせていただきます。補正予算書をご覧ください。

まず、歳出の方からですが、補正予算書の 10 ページ、11 ページになります。はい。それでは、歳出の方の 1 款、1 項、1 目、給食費の 21 節、補償補填及び賠償金 38 万 6 千円につきましては、給食事業

の消費税申告に当たりまして、4年度決算をもとに申告をいたしますが、4年度からの給食費無償化に伴い、町一般会計からの繰入金が増加したことで特定収入にそれが当たるということで、特定収入が事業費全体の5%を超えると消費税額の算定方法が異なるということの指摘を受け修正の申告をいたしました。

修正により税額は確定をいたしておりますけれども、当初の申告が過少申告に当たるということで加算税の支払いを命じられたものになります。今後このような、これも誤認ではあると思っておりますけれども、そういうことがないように努めて参りたいと思っております。

続いて歳入のほうになります。ページを戻っていただきまして、8ページ、9ページです。

1款の分担金及び負担金、それから2款の繰入金。この表でいうと、上段中段になりますけれども、このにつきましては給食費の実績見込みに合わせて、保護者負担金、それから無償化に係る佐川町子育て支援支給費繰入金を減額をしまして、一般会計繰入金を増額するものです。

なお、この一般会計繰入金が増額した原因につきましては、食料品の急激な高騰により、負担金いわゆる給食費ですけれども、その範囲内では賄いきれないということにより、一般会計から繰り出すというものになっております。

一番下の3款、諸収入雑入につきましては、先ほど歳出で説明しました消費税の申告が確定したことによりまして、還付金の額が決定したことによるものです。

なお、歳出歳入とも組み替えの補正でありまして、予算の総額には変更はありません。以上、よろしく願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方からは議案第7号、令和5年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明をさせていただきます。

介護保険の補正予算書のほうをお開きいただきたいと思います。

今回の補正内容につきましては、令和5年度の決算見込みに伴います不用額の減額及び不足見込み額に対しましての増額となっております。

まず、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。増減の金額が1千万円を超えるものについてのみご説明をさせていただきます。

まず 12 ページの 4 段目の表になります。2 款、1 項、3 目、施設介護サービス給付費。こちらにつきましては特別養護老人ホーム等の利用実績が予算額を下回る見込みでありまして、合計 2728 万 4 千円の減額といたします。

次にページを進んでいただきまして 14、15 ページになります。

こちらの 2 段目の表になります、2 款、6 項、1 目、特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者の負担を軽減する制度でございますが、こちらでも利用実績から不用額が出る見込みのため、2 千万円の減額とするものでございます。

続きましてページ戻りますが 8 ページ、9 ページをご覧ください。こちらは歳入の補正予算となります。

内容につきましては、先ほどご説明をいたしました歳出のサービスの増減、主に減額に伴いまして、3 款、国庫支出金、それから 4 款、支払基金交付金。5 款、県支出金。7 款、1 項の一般会計繰入金につきましてはそれぞれ介護保険制度で定められております、財源負担比率に応じまして減額を行っております。また最終的な予算の財源調整といたしまして、2 款、失礼しました、7 款、2 項、1 目の介護保険事業運営基金繰入金について、今回、1026 万 8 千円を減額をしております。以上で議案第 7 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。私の方から議案第 8 号、並びに第 9 号についてご説明をさせていただきます。

議案第 8 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまずはご説明させていただきます。

議案第 8 号をご覧ください。歳出から、の方から説明をさせていただきます。予算書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。

1 款、1 項、2 目の維持管理費に維持管理費につきましては、10 節の需用費 30 万円と、11 節の役務費 40 万円について、実績の見込みにより、また、12 節の委託料 572 万 8 千円については、業務完了により事業業務完了による事業費の確定により、それぞれ不用額を減額するものです。続きまして歳入についてご説明させていただきます。予算書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目の農業集落排水事業分担金、2 款、1 項、1 目農業集落排水事業使用料、3 款、1 項、1 目農業集落排水事業補助金、

5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴ってそれぞれ減額を行うものです。

続きまして議案第 9 号の説明をさせていただきます。議案第 9 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。議案第 9 号の 11 ページの事業別明細書をご覧ください。このページの上の表、収入の欄をご覧ください。

1 款、2 項、3 目の補助金につきましては、事業費の確定により、国庫補助金の生活基盤施設耐震化効果促進事業交付金が 34 万 8 千円。また、5 目の消費税及び地方消費税還付金が事業費用が減額する見込みとなったことから、1 万 4 千円。合わせて 36 万 2 千円を減額するものです。これによりまして、補正後の令和 5 年度の水道事業収益が 2 億 1,708 万 7 千円になる見込みになりました。

下の表の支出につきましては、それぞれ実績の見込みにより 1 款、1 項、1 目、原水及び浄水費について委託料を 106 万、165 万円と、動力費 880 万円を減額し、薬品費 16 万 2 千円を増額して、業務の完了により、2 目の配水及び給水費について、44 万円を減額するとしております。

12 ページをご覧ください。こちらに記載しております、4 目、総務費ですが、121 万 2 千円を減額し、5 目の減価償却費について、34 万円を増額。6 目の資産減耗費を 345 万減額しております。

また、1 款、2 項、2 目の消費税及び地方消費税につきまして、事業費用の減少により、消費税の納付額が増加する見込みとなってなりましたので、400 万円を増額することとしております。

これらにより補正後の水道事業費用は 1 億 8986 万 6 千円となる見込みです。

続きまして 13 ページの方をご覧ください。こちらには資本的収入及び支出について記載しております。上の表に記載しております収入についてですが、1 款、2 項、3 目のその他会計の他会計補助金を 13 万 2 千円。4 項、1 目、一般会計へ出資金を 225 万 6 千円それぞれ減額し、令和 5 年度の補正後の資本的収入を 7,842 万 5 千円としております。

下の表の支出につきましては、1 款、1 項、1 目の拡張工事費について、590 万 1 千円。2 目の改良工事費について、542 万円を事業の完了に伴い、それぞれ減額し、補正後の資本的支出は 1 億 7654 万円となります。以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

私からは議案第 10 号から議案第 25 号まで、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第 10 号、令和 6 年度佐川町一般会計予算から、議案第 17 号、令和 6 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、来週の予算勉強会におきまして、各担当課局次長の方からご説明をさせていただきますので、この場での説明は省略をさせていただきます。

それでは、議案第 18 号から参考資料のフォルダの方に掲載しております。条文の新旧対照表の方を用いて説明をさせていただきたいと思います。

参考資料のフォルダの参考資料、議案第 18 号関係の方をご覧くださいと思います。議案第 18 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の第 1 条にございます、現行の税務課と町民課を住民課と改めるものとなっております。

戸籍住民票や各種証明書など、住民の方のニーズが高く利用していただく機会の多い 2 課を統合することによりまして、住民の皆様の利便性を向上させ、また行政内部でも効率化を図って参りたいと考えているところでございます。

続く議案第 19 号と第 20 号につきましては、本年度、当町における押印の見直しに関する方針を定めまして、住民の皆さんの負担軽減を図り、行政手続きのオンライン化を促進すること。また、行政のないもの。失礼しました。行政の内部手続きについても、行政事務の効率化を図ることを目的といたしまして、押印の見直しに取り組んで参りました。今回改正の必要のございます、二つの条例につきまして、改正案を提出させていただくものでございます。

参考資料、議案第 19 号関係をご覧くださいと思います。

議案第 19 号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行、任命権者、または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してとございますのを、宣誓書を提出して、に改めるものとなっております。

続きます、参考資料の、議案第 20 号関係をご覧くださいと思います。

議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行条例で署名や押印を求めている

ものを、記名記載等と改めるものとなっております。

続きまして、参考資料の議案第 21 号関係をご覧いただきたいと思います。

議案第 21 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年 5 月 8 日に公布されました、地方自治法の改正によりまして、指定公金事務取扱者制度という新しい規定が新設されております。

このことに伴いまして、1 ページ目の新旧対照表の 2 行目の下線部のように、地方自治法第 243 条の 2 が、右の改正案のとおり、第 243 条の 2 の 7 に繰り下がり、4 行目の下線部のように、現行第 243 条の 2 の 2 が改正案のとおり、第 243 条の 2 の 8 に繰り下がっておりますので、運用規定の整備を行うものとなっております。

2 ページ目と 3 ページ目にございます、条例につきましても同様の改正となっておりますので、ご確認の方をお願いしたいと思います。続きます、議案第 22 号から第 25 号につきましては、主にこちらの方は地方自治法の改正により、令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったことによる規定の整備となっております、施行日はそれぞれ令和 6 年 4 月 1 日となっております。

参考資料、議案第 22 号関係をご覧いただきたいと思います。

議案第 22 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。新旧対照表の 1 ページの会計年度任用職員の給与を定めております、第 3 条の方で、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加するものとなっております。また同じページの中頃にございます、改正法案の第 13 条の 2 につきましては、フルタイム会計年度任用職員の、また次のページの中頃にございます、第 22 条の 2 につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給額の算定に係る規定を新設するものとなっております。なお、勤勉手当の対象となりますのは、任期が 6 月以上の会計年度任用職員となります。

また、2 ページの下の方から表の方があると思うんですけども、こちらの方は、別表第 1 ということで、令和 5 年の人事院勧告により国に準拠して、1、2 級の給料表を改正するものとなっております。続きまして参考資料の議案第 23 号関係をご覧いただきたいと思

います。

議案第 23 号、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、勤勉手当の支給に係る規定を整備するものとなっております。新旧対照表の方にございますように、会計年度任用単純労務職員給与の種類に、勤勉手当を追加するものとなっております。

続きまして参考資料の、議案第 24 号関係をご覧いただきたいと思います。

議案第 24 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、任期付短時間勤務職員の給料月額についての規定について整備を行い、また、勤勉手当の支給に当たりましては、勤務成績が反映されることになるんですけれども、現行基準日の前年度における当該職員の勤務成績を当該職員の基準日以前における直近の勤務成績にという言葉に改めるものとなっております。

最後に参考資料の、議案第 25 号関係もご覧いただきたいと思います。

議案第 25 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員につきまして、育児休業中の職員に係る勤勉手当の、支給対象職員となるよう規定を整備するものとなっております。

現行、第 7 条第 2 項では、会計年度任用職員を除く職員に勤勉手当を支給する規定となっておりますが、下線部を削りまして、勤勉手当の基準日に育児休業中である会計年度任用職員のうち、基準日以前 6 カ月以内の期間に勤務したことのある職員には、正職員と同様に勤勉手当が支給されるように改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私の方からは議案第 26 号、及び 27 号についてご説明をさせていただきます。

まず議案第 26 号、佐川町空き家活用住宅の管理の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の担い手の確保など、人口減少対策の一環として整備をしております空き家活用住宅に入居する移住者に対し、地域の方より、地域の方より担い手として継続した居住を求める声が上がっていることなどから、入居

期間更新満了の限度を5年としておりましたものを、町が所有者から借り上げをしております契約期間の満了日までに変更するものでございます。

次に議案第27号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、移住者が移住促進住宅への入居期間中に佐川町内での入居地を受けいることとなりますが、移住者が安定した生活を継続するための居住地を確保するためには、一定の期間を要するため、現在の入居期間更新満了の限度を3年としておりましたものを5年に変更をするものでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして私の方からまず、議案第28号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表の方になります、参考資料の第28号関係をご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては第9期の介護保険事業計画の策定に伴い、第2条を第1項で規定をしております第1号被保険者の介護保険料について、令和6年度から令和8年度までの額を改定するものとなっております。

基準額ということになります、第2条第1項第5号、第38条第1項第5号に掲げるものにつきまして、現行の年額6万9,600円、月額にしまして5,800円を、年額6万6千円、月額にして5,500円とするものです。月額において、現行より300円の減額となります。

また同条同項において第10号から次の2ページ目の第13号までを追加しておりますが、これは令和6年度施行の介護保険制度改正によりまして、高額所得者における介護保険料の区分が細分化されたことにより追加をするものでございます。

また次の第2条第2項、第3項及び第4項につきましては、低所得者の介護保険料軽減措置に係る規定であります、令和6年度から令和8年度につきましても引き続き、国の軽減措置により、第2条第1項の第1号から第3号の区分の保険料が、軽減されることになっておりまして、それに対応する規定となっております。本条例の施行日は令和6年4月1日となっております。

続きまして、議案第29号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。新旧対照表、

参考資料の議案第 29 号関係をご覧ください。

第 3 条 3 項におきまして、前年度認定者の再申請に係る規定を定めておりますけれども、これは事務処理の見直しによりまして、今現在は 4 月からの申請受け付けを行っておりまして、今の運用に合わせるため、条例の一部改正を行うものでございます。施行日令和 6 年 4 月 1 日となっております。

次に議案第 30 号の佐川町障害福祉計画、障害佐川町障害児福祉計画の策定について、それと議案第 31 号、佐川町高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定について、この 2 議案につきましては、来週の予算勉強会の際に、計画案の概要をご説明いたしたいと思っておりますので、この場での説明は省略をさせていただきます。以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私の方から議案 32 号から 34 号までの方、説明をさせていただきます。

議案第 32 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 33 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 6 年 4 月に施行される生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備にすることにより、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴って、関係する条例の整備を図るものです。

続きまして議案第 34 号、佐川町上下水道、佐川町上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備し、令和 2 年 4 月に施行されております、特別職の任用及び臨時的任用の適正な確保を目的とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、今回勤勉手当の導入に関する改正と合わせて改正するものです。

この議案 32 号から議案第 34 号までは、参考資料の方に新旧対照表の方を添付しておりますのでご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から議案第 35 号、佐川町病院事業企業職員の給与の種類及び企業に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、

ご説明させていただきます。タブレットの参考資料フォルダの議案第 35 号関係の新旧対照表をご覧くださいませようお願いします。

この改正は議案第 34 号の水道事業と同様の改正でありまして、令和 6 年度から病院事業における会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給に関する改正とあわせまして、パートタイムとフルタイム会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する事項につきまして、規定新旧対照表のとおり、規定を整備するものでございます。説明は以上。失礼しました。施行日は令和 6 年 4 月 1 日となります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私の方からは、議案第 36 号、及び 37 号についてご説明をさせていただきます。

まず議案第 36 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定につきましては、令和 6 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、引き続き一般社団法人佐川観光協会に当施設の指定管理を指定するものでございます。指定期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 カ年とするものでございます。

次に、議案第 37 号、牧野公園の指定管理者の指定につきましては、同じく令和 6 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、引き続き一般社団法人佐川観光協会に、当施設の指定管理を指定するものでございます。

指定期間につきましては、同じく令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 カ年とするものでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から議案第 38 号と議案第 39 号のご説明をさせていただきます。

議案第 38 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、現在の指定

期間の３年間が令和６年３月３１日に期間が満了することに伴い、これまでの実績から引き続き、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。指定期間につきましては、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間としております。

続きまして、議案第３９号佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきましては、議案第３８号と同様に、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第２条に基づく、公募によらない選定により、現在の指定管理期間が令和６年３月３１日に、期間が満了することに伴い、これまでの実績から、引き続き高知県農業協同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。指定期間につきましては、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間としております。以上でございますよろしく申し上げます。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私の方からは議案第４０号と４１号について説明をさせていただきます。

議案第４０号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第２条に基づく、公募によらない選定により、従前から指定管理者に指定をしております有限会社ファイブ・エコを指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。指定の期間につきましては、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までです。

今回指定をします、有限会社ファイブ・エコは通算９年間指定管理者として運営を行った実績を有しておりまして、老朽化が進んでおります施設の実情を熟知していること、それからスイミングスクールの運営など運営面において、利用者のニーズを把握し、利用者の満足度向上に努めていることなどから、引き続き当社が指定管理者を実施することで、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるということから、指定管理者としてふさわしいと判断をしております。

続いて議案第４１号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定につきましても、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第２条に基づく、公募によらない選定により、

これも従前から指定管理者に指定をしています特定非営利活動法人佐川くろがねの会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

本施設につきましては、開館当初よりこの特定非営利活動法人佐川くろがねの会が指定管理を実施しており、これまでも適切に管理活用がされていること、また、上町地区のガイドも務めます同法人が管理することで、観光振興にも資するということなどから同法人が指定管理者にふさわしいと判断をしております。以上、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で議案第3号から議案第41号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を4日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時30分